令和3年2月26日

第 2 回

須崎市農業委員会総会 議事録

		会	長	事務局長	次	長	係
仰	裁						

- 1. 開会場所 須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室2
- 2. 開会日時 令和3年2月26日(金) 午後2時
- 3. 出席委員 (農業委員7名) 市川会長 中西職務代理者 山﨑委員 堅田委員 中村委員 山口委員 谷脇(裕)委員
- 4. 欠席委員 (農業委員0名)
- 5. 出席職員 (事務局3名) 国広局長 竹下次長 盛光主監
- 6. 議 案 議案第1号 非農地証明願について 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の審議について 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について
- その他
 人・農地プランについて

開会宣言市

市川会長

只今から、令和3年第2回須崎市農業委員会総会を開催いたします。

開会挨拶 国広局長

本日は、第2回の総会です。よろしくお願いいたします。 それでは、会長よろしくお願いします。

議 長 市川会長

皆さんお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。只今より、第2回須崎市 農業委員会総会を開催したいと思います。本日の議案は、第4号までとなっておりますが、 慎重にご審議いただきますよう、お願いいたします。

それでは、日程第1議事録署名人の選任についてですが、どのようにいたしましょう。

意 見 14番 中西職務代理者

議長指名。

議 長 市川会長

議長指名ということですが、いつものように私の方で指名させていただきたいと思いま す。ご異議ございませんでしょうか。

採 決 (異議なし)多数。

議事録署名 市川会長

ご異議なしと言うことですので、本日の議事録署名人は13番 谷脇(裕)委員、14番 中西委員よろしくお願いいたします。

議 長 市川会長

それでは、日程第2の議事に入らせていただきます。議案第1号 非農地証明願について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

議案説明 国広局長

議案第1号 非農地証明願について

下記のとおり非農地証明願を受理したので、審議のうえ意見を求める。

令和3年2月26日 須崎市農業委員会 会長 市川雅彦

(1) 申請者 住 所 〇〇〇〇〇〇

氏名及び件数 ○○ ○○ 1件

(2) 申請受理面積 畑 142 m²

合計 142 m²

番号 1 申請人 住所: 〇〇〇〇〇〇

氏名:00 00

土地の所在地須崎市池ノ内 字 春日田〇〇土地の表示地目田 面積 142 m²

事 由 申請地は、昭和56年12月頃より宅地となっている。

確認委員 山﨑 厚志

谷本 清久

議長市川会長

それでは、確認委員さんのご意見をお願いいたします。

意 見 1番 山﨑委員

1月29日に谷本委員と現地確認してきましたが、宅地の一部になっており、非農地と判断します。

14番 中西職務代理者

こちらの申請地については、推進委員の意見集約では意見もなく問題ないとのことでした。

審議市川会長

非農地と判断するということでございますが、これにご異議ございませんでしょうか。

採 決 農業委員(異議なし)多数。

議長市川会長

ご異議がないようでございますので、議案第1号 非農地証明願について は、証明書を交付することに決定します。

続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について を議題 といたします。事務局より説明をお願いします。

議案説明 国広局長

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について

農地法第3条の規定による許可申請を下記のとおり受理したので、審議のうえ意見を求める。

令和3年2月26日 須崎市農業委員会 会長 市川雅彦

申 請 者 住 所 0000000

氏名及び件数 ○○ ○○ 他3件

申請受理面積 地目 台帳 田 4992㎡

畑 307 m²

合計 5299 m²

番号1 申請人 譲渡人 地区:○○

住所:0000000

氏名:〇〇 〇〇

譲受人 地区:〇〇

住所:0000000

氏名:〇〇 〇〇

土地の所在地 須崎市下分 字 梅ノ本乙〇〇

土地の表示 地目 台帳 田

現況 田

面積 132㎡

土地の所在地 須崎市下分 字 梅ノ本乙〇〇

土地の表示 地目 台帳 田

現況 田

面積 386㎡

土地の所在地 須崎市下分 字 田中乙〇〇

土地の表示 地目 台帳 田

現況 田

面積 522㎡

土地の所在地 須崎市下分字 山脇乙〇〇

土地の表示 地目 台帳 田

現況 田

面積 1061㎡

事 由 売買

耕作面積 165.91a

稼働力 4/7

番号2 申請人 譲渡人 地区:○○

住所:0000000

氏名:〇〇 〇〇

譲受人 地区:〇〇

住所:0000000

氏名:〇〇 〇〇

土地の所在地 須崎市栄町〇〇

土地の表示 地目 台帳 田

現況 畑

面積 63 ㎡

土地の所在地 須崎市栄町〇〇

土地の表示 地目 台帳 田

現況 畑

面積 244 ㎡

事 由 売買

耕作面積 86.80a

稼働力 3/5

番号3 申請人 譲渡人 地区:○○

住所:0000000

氏名:〇〇 〇〇

譲受人 地区:〇〇

住所:0000000

氏名:〇〇 〇〇

土地の所在地 須崎市下分字 カヂヤシキ乙〇〇

土地の表示 地目 台帳 田

現況 田

面積 1679㎡

土地の所在地 須崎市下分字 立田乙〇〇

土地の表示 地目 台帳 田

現況 田

面積 320 ㎡

事 由 売買

耕作面積 88.79a

稼働力 3/3

番号4 申請人 譲渡人 地区:○○

住所:0000000

氏名:〇〇 〇〇

譲受人 地区:〇〇

住所:0000000

氏名:〇〇 〇〇

土地の所在地 須崎市浦ノ内西分字 カウノ谷〇〇

土地の表示 地目 台帳 田

現況 田

面積 892㎡

事 由 売買

耕作面積 104.19a

稼働力 2/3

議 長 市川会長

補足説明をお願いします。

補足説明 | 竹下次長

議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の補足説明をします。議案書3ページから5ページになります。別紙資料でもご確認ください。

最初に、法定の提出書類については、番号1番から番号4番まですべて整っています。それでは、番号1番について。議案書4ページ、別紙資料では1ページから2ページになります。譲受人は○○歳。申請地は、下分乙の田で4筆合計2101㎡になります。譲受人の経営面積は、16591㎡。ミョウガやニンニク、水稲を作付しており、売買による所有権移転で経営面積を拡大するものです。譲受人の経営農地はすべて耕作されています。譲受人は、トラクター、田植え機、コンバイン等を保有しており、農作業歴は25年です。農作業には、本人と妻、両親が従事しており、年間365日程度農作業を行っているとのことです。経営面積も3000㎡を超えており、下限面積は、問題ありません。権利取得後の周辺農地の影響については、引き続き水稲栽培を行うとのことですので問題はないと考えています。

次に、番号2番について。議案書4ページ、別紙資料では3ページから4ページになります。譲受人は \bigcirc 0歳。申請地は、栄町の畑で2筆合計307㎡になります。譲受人の経営面積は、須崎市に776㎡、中土佐町に7904㎡で合わせて8690㎡になります。水稲や野菜を作付しており、売買による所有権移転で経営面積を拡大するものです。譲受人の経営農地はすべて耕作されています。田植え機、コンバイン、耕うん機等を保有しており、農作業歴は15年です。農作業には、本人と妻、父親が従事しており、本人と妻が年間100日程度、父親が年間150日程度農作業を行っているとのことです。経営面積も3000㎡を超えており、下限面積は、問題ありません。権利取得後の周辺農地の影響については、引き続きミカン栽培を行うとのことですので問題はないと考えています。

続いて、番号3番について。議案書5ページ、別紙資料では5ページから6ページになります。譲受人は〇〇歳。申請地は、下分乙の田で2筆合計1999㎡になります。譲受人の経営面積は、8879㎡。ミョウガや野菜、水稲を作付しており、売買による所有権移転で経営面積を拡大するものです。譲受人の経営農地はすべて耕作されています。譲受人は、トラクター、田植え機、コンバイン等を保有しており、農作業歴は8年です。農作業には、本人と妻、母親が従事しており、年間260日程度農作業を行っているとのことです。経営面積も3000㎡を超えており、下限面積は、問題ありません。権利取得後の周辺農地の影響については、引き続きハウスでミョウガやインゲンの栽培を行うとのことですので問題はないと考えています。

最後に、番号4番について。議案書5ページ、別紙資料では7ページから8ページになります。譲受人は〇〇歳。申請地は、浦ノ内西分の田892㎡になります。譲受人の経営面積は、10419㎡。ミョウガや水稲を作付しており、売買による所有権移転で経営面積を拡大するものです。譲受人の経営農地はすべて耕作されています。譲受人は、トラクター、田植え機、コンバイン等を保有しており、農作業歴は47年です。農作業には、本人と妻が従事しており、年間330日程度農作業を行っているとのことです。経営面積も3000㎡を超えており、下限面積は、問題ありません。権利取得後の周辺農地の影響については、引き続き柑橘栽培を行うとのことですので問題はないと考えています。

以上、番号1番から番号4番まで農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは、見受けられないと思われます。

議 長 市川会長

それでは関係委員さんの、ご意見をお願いいたします。

意 見 14番 中西職務代理者

番号1~4の申請地につきましては、事務局の説明を聞くとすべて耕作されており、今後も引き続き耕作されるとのことで特に問題はないと思われます。

また、推進委員からは特に意見も異議もなく問題ないとのことでしたので許可相当と判

断します。

審 議 市川会長

許可相当と判断するということでございますが、これにご異議ございませんでしょうか。

採 決 農業委員(異議なし)多数。

議 長 市川会長

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について は農地法第3条1項の規定により許可することに決定します。

続きまして、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の審議について を議題 といたします。事務局より説明をお願いします。

議案説明 国広局長

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の審議について

農地法第4条の規定による許可申請を下記のとおり受理したので、審議のうえ意見を求める。

令和3年2月26日 須崎市農業委員会 会長 市川雅彦

 (1)申請者
 住
 所
 ○○○○○○○○

 氏名及び件数
 ○○
 ○○
 他1件

(2)申請受理面積 畑 1137㎡の内395㎡合計 1137㎡の内395㎡

番号1 申請人 地区:○○

住所:0000000

氏名:〇〇 〇〇

土地の所在地 須崎市多ノ郷 字 向ヶ市甲〇〇

土地の表示 地目 台帳 田

現況 畑

面積 1005㎡の内383㎡

農地の種別 2種

事 由 自己用住宅建築

隣接農地は同意書有で、位置図、利用計画図は別紙図面のとおりです。

番号2 申請人 地区:○○

住所:0000000

氏名:〇〇 〇〇

土地の所在地 須崎市吾ノ郷 字 棚田乙〇〇

土地の表示 地目 台帳 畑

現況 畑

面積 132㎡の内12㎡

農地の種別 2種

事 由 墓地新設

隣接農地は同意書有で、位置図、利用計画図は別紙図面のとおりです。

議 長 市川会長

補足説明をお願いいたします。

補足説明 国広局長

農地の区分と転用目的については、申請地は、その他の農地(第2種農地)で、転用の目的は、自己用住宅を建築するものです。申請理由は、現在、須崎市内で家族4人、借家住まいをしていますが、手狭となっており適地を探していたところ、高齢で耳の不自由な母の面倒や、介護も出来る母親居住の隣地の自己所有地を最適地と判断したとのことです。他に代替すべき土地はなく、やむを得ないものと認められます。

資力及び信用については、土地造成・整地費○○○円、建築費○○○○円、合計○○ ○○円は、自己資金での計画であり、特に問題ないと判断します。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、工期は、転用許可日から令和3年10月30日までとなっており、確実性には特に問題はないものと判断します。

行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みについては、河川への排水等許可済であり、 特に問題は認められません。

計画面積の妥当性については、建築面積67.07㎡、所用面積383㎡は事業計画書、 土地利用計画により必要な面積と判断します。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、生活排水は、合併浄化槽を経由し南側既存水路へ排水。雨水は、自然浸透及び傾斜により集水し、同じく南側既存水路へ排水。南側隣接既存水路は、自己所有地内であり、中ノ川への排水等は、管理者である領崎土木事務所の許可済です。また、周辺農地の同意も得ており、問題はないものと判断します。

なお、進入路は、隣接する東側市道からの進入となりますが、スロープ設置による占用 許可は、管理者である市建設課より許可済です。 次に、番号2の申請地についてです。

農地の区分と転用目的については、申請地は、その他の農地(第2種農地)です。転用目的は、新墓を建立するもので、申請地は、自宅の隣接地に位置し、供養及び管理が容易となります。また、今後のことも考えると最も墓参しやすい適地は申請地しかなく、他に代替すべき土地もなく、やむを得ないものと認められます。

資力及び信用については、納骨堂建立費○○○万円は、自己資金で整備する計画(残 高証明書添付)であり、資力・信用については問題ないと判断します。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、工期は、転用許可日から6ヶ月間となっており、確実性には特に問題はないものと判断します。

行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みについては、墓地埋葬法による許可申請済 (同日付け)で許可見込みであり、特に問題は認められません。

計画面積の妥当性については、所用面積12㎡は事業計画書、土地利用計画により必要な面積と判断します。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、雨水は申請地(転用地以外)内の周囲の自己所有地で自然浸透。また、周辺農地の同意も得ており、問題はないものと判断します。

なお、進入路は、北側の自宅から自己所有地内の耕作道を経由し進入となります。

議 長 市川会長

それでは、関係委員さん意見をお願いします。

意 見 14番 中西職務代理者

番号1の申請地につきましては、一昨年の12月に農振・農用地の除外申請の現地確認をした場所で、推進委員からは特に問題はないとの意見でした。

番号2の申請地については、自動車の店舗の近隣で家の庭のような状態の農地であり、 周辺の農地にも影響を与えないと思われるので許可相当と判断します。

また、推進委員からも特に問題はないとの意見でした。

審 議 市川会長

許可相当と判断するということでございますが、これにご異議ございませんでしょうか。

採 決 農業委員(異議なし)多数。

議 長 市川会長

ご異議ないようですので、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の審議につ

いて は、許可申請を農地法第4条3項の規定により、意見書を付け、高知県知事に送付することとします。

続きまして、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について を議題 といたします。

議案説明 国広局長

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について

農地法第5条の規定による許可申請を下記のとおり受理したので、審議のうえ意見を求める。

令和3年2月26日 須崎市農業委員会 会長 市川雅彦

(1)申請者 住 所 ○○○○○○

氏名及び件数 ○○ ○○ 他1件

(2) 申請受理面積 畑 236 m²

田 759㎡ (実測面積1054.88㎡) の内365.7㎡ 合計 601.7㎡

番号1 申請人 譲渡人 住所: 〇〇〇〇〇〇〇

氏名:〇〇 〇〇

譲受人 住所: 0000000

氏名:〇〇 〇〇

土地の所在地 須崎市浦ノ内東分 字 コヤマ〇〇

土地の表示 地目 台帳 畑 現況 畑

面 積 236 ㎡

農地の種別 2種

事 由 一般住宅建築

隣接農地は同意書有で、位置図、利用計画図は添付してある図面のとおりです。

番号2 申請人 譲渡人 住所: 〇〇〇〇〇〇〇

氏名:〇〇 〇〇

譲受人 住所: 0000000

氏名:〇〇 〇〇

土地の所在地 須崎市多ノ郷 字 クボタ甲○○ 土地の表示 地目 台帳 田 現況 田 面 積 759㎡ (実測面積1054.88) の内 365.7㎡

農地の種別 2種

事 由 自己住宅建築

隣接農地は同意書有で、位置図、利用計画図は添付してある図面のとおりです。

議 長 市川会長

補足説明をお願いいたします。

補足説明 国広局長

番号1の申請地についてです。

農地の区分と転用目的については、申請地は、その他の農地(第2種農地)です。転用の目的は、自己住宅を建築するもので、申請理由は、現在、申請地近くで両親と実家住まいをしていますが、家族も増え手狭となった。また、実家は河川際にあるため、豪雨発生時に子ども(現在○○歳と○○歳)への危険性を考えると大変不安であった。子どものこと、今後の両親のことも考え、周辺で適地を探していた所、申請地しか最適地はないと判断したとのことで、他に代替すべき土地はなく、やむを得ないものと認められます。

資力及び信用については、土地取得費○○○円、土地造成費○○○円、建築費○○○円、合計○○○円を借り入れての建築計画であり、特に問題ないと判断します。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、工期は転用許可日から令和 3年12月20日までとなっており、確実性には特に問題はないものと判断します。

計画面積の妥当性については、建築面積82.81㎡、所要面積236㎡は事業計画書、 土地利用計画により必要な面積と判断します。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、雨水は申請地内の東側、西側に側溝を設置し集水する。生活排水は、合併浄化槽にて処理後、埋設する排水管を経由し、雨水とあわせて市道の集水桝に流入させる。市道への排水管工事、及び、排水については、担当課である市建設課より許可済みです。また、周辺農地の同意も得ており、問題ないものと判断します。

なお、進入路は、南側市道からとなり進入路確保のため市道のコンクリート擁壁を一部 取り壊し高さを揃えますが、担当課である市建設課より工事施行承認済です。

次に、番号2の申請地についてです。

農地の区分と転用目的については、申請地は、その他の農地(第2種農地)です。転用の目的は、自己住宅を建築するもので、申請理由は、現在、多ノ郷和田集落でアパート住まいをしていますが、子どもの成長とともに家族4人では手狭となった。また、今後起こり得る地震による津波の被害が少ない適地を探していたところ、父が所有する農地を提供してもらえることとなった。他に代替すべき土地はなく、やむを得ないものと認められま

す。

資力及び信用については、土地取得費○○○円、土地造成費○○○円、建築費○○○円、合計○○○円を借り入れての建築計画であり、特に問題ないと判断します。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、工期は、転用許可日から令和3年9月30日までとなっており、確実性には特に問題はないものと判断します。

計画面積の妥当性については、建築面積102.27㎡、所要面積365.70㎡は事業計画書、土地利用計画により必要な面積と判断します。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、雨水は、自然浸透及び申請地内に設置した各集合桝を経由し、排水管を通して東側市道併設の水路に排水。生活排水は、合併浄化槽で処理した後、排水管を通して同じく東側市道併設の水路に排水。排水における同意、工事、占用については、管理課である市建設課担当者に令和3年2月10日許可不要との確認済です。また、周辺農地の同意も得ており、問題ないものと判断します。

なお、進入路は、申請地東側の市道より既存の床版橋を通り進入となりますが、管理課である市建設課より許可済です。

議 長 市川会長

それでは、関係委員さん意見をお願いします。

意 見 14番 中西職務代理者

番号1、2の申請地につきましては、推進委員からは特に意見も異議もなく許可相当と 判断します。

審 議 市川会長

許可相当と判断するということでございますが、これにご異議ございませんでしょうか。

採 決 農業委員(異議なし)多数。

議 長 市川会長

ご異議ないようですので、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について は、農地法第5条3項の規定により、意見書を付け、高知県知事に送付することとします。

以上で議案は終わりましたが、その他、何かございませんか。

その他|森光主監

人・農地プランについて説明。

閉会宣言	市川会長						
	その他、何かございませんか。						
	ないようでしたら、以上で第2回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でござい						
	ました。						
	閉会 午後 3時30分						
	スの古てわるとした打して異々わる						
	その真正なることを証して署名する。						
	議 長						
	HX A						
	13番						
	14番						